商法(手形・小切手法)〈B10A〉

配当年次	3・4年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	伊藤 壽英
文責 (課題設題者)	伊藤 壽英
教科書	指定 川村 正幸『新法学ライブラリー 15 手形・小切手法』[第 4 版] 以降 (新世社)

《授業の目的・到達目標》

手形・小切手を中心とする有価証券法分野における基本的な論点や重要判例の意義を理解し、課題等で 設定されるかんたんな事例問題を法的に解決できるようにする。

《授業の概要》

便宜的に、約束手形の一生をその作成(振出)、流通(裏書)、支払の各段階に分けて、それぞれの法律 関係の特徴・法原則を理解する。

1. 有価証券の意義および種類

商法上の有価証券および手形小切手の特徴を概観し、その経済的機能を理解する(教科書 3-25 頁)。

2. 手形小切手の意義・法的構造

約束手形・為替手形・小切手の法律関係を概観し、その異同を理解する(教科書 26-39 頁、291-300 頁、301-317 頁)。

3. 手形行為

手形権利関係を生ぜしめる法律行為としての手形行為について、民法の原則の適用の可否もしくはどのような修正が必要となるかを検討する(教科書 40-65 頁)。

4. 他人による手形行為

他人名義による手形行為、代理・代行、名板貸しの法律関係を理解したうえで、無権代理・偽造による手形行為の問題点を検討する(教科書 65-89 頁)。

5. 手形要件

手形要件(金額・満期・受取人・振出日)の意義とその記載に関わる解釈問題をとりあげる(教科書97-112頁)。

6. 手形の流通・裏書

当然の指図証券性とその例外、裏書による手形譲渡の法的意義をふまえ、手形所持人の法的地位について学修する(教科書 135-167 頁)。

7. 善意者保護制度(1)

手形所持人の形式的資格(手 16 条 1 項)と善意取得(手 16 条 2 項)の関係を理解し、所持人と手 形署名者(振出人、裏書人)の争いについて検討する(教科書 167-184 頁)。

8. 善意者保護制度(2)

手形所持人と人的抗弁制限則(手 17 条)の関係を理解し、悪意の抗弁の成立要件を理解する(教科書 183-214 頁)。

9. 手形抗弁各論(1)

いわゆる融通手形の抗弁に関する事例をとりあげ、手形抗弁の成立に関する詳細な検討を行う(教科書 204-208 頁)。

10. 手形抗弁各論(2)

いわゆる後者の抗弁および二重無権の抗弁に関する事例をとりあげ、手形抗弁に関する詳細な検討を行う(教科書 223-233 頁)。

11. 手形保証・隠れた手形保証

手形債務者の信用力をアップさせる目的の手形保証と、同様の経済目的を有する隠れた保証の趣旨の裏書について、当事者間の利害関係を理解し、その解決方法を学修する(教科書 242-244 頁)。

12. 支払・遡求

手形の支払に関する問題(善意免責など)および手形署名者の合同責任(手 47 条)をとりあげ、 法的問題を検討する(教科書 245-270 頁)。

13. 手形上の権利の消滅・利得償還請求

手形上の権利が消滅する場合を取り上げ、それぞれの法律関係を理解する。さらに、手形上の権利が消滅した後であっても、利得償還請求できることの意義を学修する(教科書 271-288 頁)。

14. 銀行取引と手形法

銀行取引において手形小切手がどのように扱われるかを概観し、約款による解釈問題(偽造手形の支払、白地手形等)を検討する(教科書 6-9 頁、112-134 頁)。

《学習指導》

なるべく判例に則した事例問題に取り組み、当事者の主張を踏まえ、まずは一般的な民商法の規定で解決を試みた後、手形小切手の特徴・流通保護原則の適用と比較してみてほしい。一般法である民商法の例外として手形法小切手法が位置づけられる背景を理解し、当事者間の紛争解決の可能性(一般法か特別法か)を推測し、そのための理論構成を検討してほしい。判例や学説の結論「だけ」ではなく、どのような論証であれば、紛争当事者の納得が得られるかを、自分なりに試みることによって、取っつきにくい「概念」や「原則」(無因性・文言性、形式的資格、善意取得と即時取得、抗弁制限等々)も、紛争の場面で生き生きと機能することを体得できる。手形法小切手法の分野は、そのような紛争解決の理論的枠組みが明確に確立しているので、そこで得られる法的思考のスキルは、他の法分野にも応用できるはずである。迂遠なようでも、民法商法の基礎をじっくり積み上げてから手形法小切手法へ応用しつつ学習するのが、最短の道であることを強調しておく。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

商法(手形・小切手法)〈B10A〉

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題【基礎的な問題】

以下の小問(1) および(2) に答えなさい。

- (1) 手形の「設権性」「無因性」「文言性」とは何か、説明しなさい。
- (2)「手形行為には、民法の法律行為に関する規定は適用されない」という見解を論評しなさい。

第2課題【基礎的な問題】

Xが所持する約束手形(以下「本件手形」という)の振出人欄には「Y株式会社」の記名印と「A(個人名)」の署名がなされている。満期において、X が Y 会社に対して本件手形の支払を求めたところ、Y 会社は以下(1)および(2)の主張をした。最判昭和 47.2.10 民集 26 巻 1 号 17 頁百選 4 を参考に、それぞれの主張の当否を論じなさい。

- (1) 本件手形の署名は、法人署名としての方式を欠くから、Y 会社は、本件手形上の債務を負わない。
- (2) X は、本件手形を取得する際に、A が Y 会社の代表取締役でないことを知っていたので、Y 会社に 手形金を請求することができない。

第3課題【応用的な問題】

商人 Y は、経理係員である A に、自己の記名印と印章を保管するように依頼したところ、A は Y に 無断でこれら印章を使用して、振出人を Y とする約束手形を作成し(以下「本件約束手形」という)、 これを X に交付した。以上の事実を前提として、小問(1)および小問(2)に答えなさい。

- (1)満期において、XはYに対し、振出人の責任を追及することができるか。
- (2) 満期において Y が本件手形の支払を拒絶した。 X は A の手形責任を追及することができるか(不 法行為責任について検討する必要はない)。

《参考判例》

最判昭和 43.12.24 民集 22 巻 13 号 3382 頁百選 13 最判昭和 49. 6.28 民集 28 巻 5 号 655 頁百選 17

第4課題【応用的な問題】

手形法第 16 条第 2 項但書の「悪意又ハ重大ナル過失」、第 17 条但書の「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」及び第 40 条第 3 項前段の「悪意又ハ重大ナル過失」には、どのような違いがあるか。それぞれ事例を挙げながら、そのような違いが生じる理由を述べなさい。

〈推薦図書〉

 川村 正幸
 『手形・小切手法』〔第 4 版〕(2018 年)
 新世社

 神田 秀樹・神作 裕之(編)
 『手形小切手判例百選』〔第 7 版〕(2014 年)
 有斐閣

 早川 徹
 『基本講義 手形・小切手法』〔第 2 版〕(2018 年)
 新世社

 福瀧 博之
 『手形法概要』〔第 2 版〕(2007 年)
 法律文化社